

3 愛農会議第 6 7 号
令和 3 年 5 月 1 3 日

各市町村農業委員会会長 様

一般社団法人愛知県農業会議
会長 川 上 万一郎
(印 章 省 略)

令和 3 年度農業者年金の失権、支給停止及び裁定取消に伴う支給済みの
給付金の回収に関する事務について

農業者年金業務の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の事務について独立行政法人農業者年金基金理事長より別添文書のとおり周知依頼がありましたので、送付いたします。

つきましては、令和 3 年度における支給済の給付金の返納が見込まれる場合の取扱い及び返還金債権の催告等の回収に関する事務について、必要に応じて事務処理のご対応の程よろしくお願いいたします。

記

送付内訳

- ・ 令和 3 年 4 月 2 0 日付 3 独農年業給第 1 0 号理事長通知
「令和 3 年度農業者年金の失権、支給停止及び裁定取消に伴う支給済みの給付金の回収に関する事務について」

(連絡先 農政課 担当：竹内 電話 052-962-2841 / f a x 052-953-0399)

3 独農年業給第 10 号

令和 3 年 4 月 2 0 日

農業委員会会長 殿

独立行政法人

農業者年金基金理事長

(公 印 省 略)

令和 3 年度農業者年金の失権、支給停止及び裁定取消に伴う支給済みの給付金の回収
に関する事務について

農業者年金事業につきましては、日頃より格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 3 年度における支給済の給付金の返納が見込まれる場合の取扱い及び返還金債権の催告
等の回収に関する事務について、下記のとおりご連絡しますので、ご協力いただきますようお願い
いたします。

なお、支給済の給付金の返納はすべての受託機関が対象となるものではありません。このため
本通知は1 年間保管いただき、令和 3 年度に返還金債権が発生した場合や返還金請求があった場
合に、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 支給済の給付金の返納が見込まれる場合の取扱い

農業者年金給付の過払い要因は、受給権者死亡の届出や支給停止事由該当届等の届出遅延と
なります。このため届書を受領する際の留意点等について、以下のとおりご連絡しますのでご
対応いただきますようお願いいたします。

- (1) 農業協同組合は、業務委託契約に基づき、受給権者から提出される受給権者の給付に
係る請求書または届書の受取者となっております。

各種届書のうち、死亡関係届出書における届出者情報は、返還金債権の管理回収事務
上においても重要ですので、届出者から受理する際、以下の 3 点についてご対応いた
だきますようお願いいたします。

- (ア) 「(K-31) 死亡関係届出書」は、受給権者の死亡後「10 日以内に農業者年金基金に
届け出なければならない」(独立行政法人農業者年金基金法第 60 条第 3 項)と規定されてい
ます。このため、受給者の死亡日から大幅に遅れた届出(目安は死亡月の翌月以降)
があった場合には、届出者に対し「返還金請求の可能性が有ること及び返還すべき

給付があった場合には概ね2～3ヶ月後に基金から返納通知書(振込依頼書)が届出者に送付されること」をお伝えいただき、支払保留の手続がされていない場合は「(給付－23)年金給付の支払保留について」を基金に送付願います。

(イ)「(K-31)死亡関係届出書」の届出者と死亡した者との続柄欄における「3親等内」及び「その他」欄()書きには、必ず故受給権者との関係を記載いただくようご指導願います。

(ウ)「(K-31)死亡関係届出書」の届出者又は請求者住所欄について、送付した返納通知書(振込依頼書)が宛所不明により返送される場合があるため、届出者の住所を必ず記載いただくようご指導願います。

(2) 農業委員会は、業務委託契約に基づき、「受給権者の支給要件に関する審査に必要な資料の整備を行い、受給権者の給付に係る請求書または届書の受理及び記載内容の事実の確認をした上で基金へ送付する」こととなっております。

各種届書のうち、裁定取消及び支給停止に該当する場合には、基金業務部給付課裁定班及び調整班との間において連絡・調整等のうえ届書を送付いただいておりますが、裁定取消及び支給停止の措置により発生する債権が高額であり、返納いただく受給権者との調整が必要と判断する案件については、措置決定前から債権管理班も加わることがありますのでご承知おきください。

2. 基金が行う返還請求の際、受託機関の皆様にご協力いただきたい事項

(1) 令和2年度以降の発生債権

催告対象者(受給権者・死亡関係届出書の届出者)の居住地を管轄している受託機関宛てに「農業者年金の(失権・支給停止・裁定取消)に伴う支給済の給付金の返納について(催告)」(理事長通知)を送付します。

当該通知において、振り込め詐欺等を警戒して開封しない例があることから受託機関の皆様にご協力いただきたい事項として、催告対象者に対して『「農業者年金基金から令和 年 月 日 付で催告通知があるのでご対応いただきたい」旨をお伝えいただく』ことについて依頼しますのでご対応よろしく願いいたします。

なお、これに係る留意点については以下のとおりですのでご承知おき下さい。

(通知の際は、同封する給付課担当事務連絡に同留意点を記載します)

(ア) 催告対象者にお伝えいただく際、面会、電話、郵便等の手段は問いませんが、振込詐欺のような請求でないことが伝わるようにご対応いただきますようお願いいたします。

なお、関係する農業委員会・農業協同組合の間にてご協力の上ご対応いただければ幸いです。

(イ) その際、債務者等から、債務の発生経緯の説明を求められた場合や返納に関するご相談等があれば、(エ)と同様に基金担当にご連絡ください。また、債務者等に関する情報があれば、電話連絡で構いませんので基金担当までご連絡いただきますようお願いいたします。
例: 債務者等からのご要望やご相談、届出居住地からの転居、債務者等の死亡、返還金請求先の変更 等

(ウ) 債務者等には、催告書、振込用紙及び分割納付申出書等を送付しており、このうち分割納付を希望する場合における申出書の提出先はＪＡとご案内しておりますので、提出があった際は基金担当者まで送付願います。

(エ) 本催告対象者に限らず、債務者等からのご質問、返納期限の延長及び分割納付による返納等の返還金債権に関する相談は、基金担当にて対応しますので、債務者等との直接対応中であれば基金担当にご連絡いただき、電話等による対応中であれば、折り返し基金から連絡することをお伝えいただいたうえで、債務者等の氏名、連絡先及び対応可能時間帯を基金担当にご連絡いただく又は基金担当者氏名及び連絡先をお伝えいただきますようお願いいたします。

(オ) 返還金債権の情報については、「農業者年金記録管理システム」において年金証書番号で検索いただければ、受給権者情報中の「債権原簿」にて確認できます。

なお、直近の返納情報は、農業者年金記録管理システムでは確認できませんので、基金担当に直接ご確認ください。

(2) 令和元年度以前発生債権について

6月期に令和元年度以前発生債権に係る管内の再催告対象者一覧表を通知しますので、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

(ア) 再催告を行う債権については、定期的に基金から債務者等に返納請求・指導を行っているところですが、指導にあたり、受託機関に対して債務者等に係る基本的な情報の提供やご協力をお願いすることがありますので、ご承知おき願います。

(イ) 債務者等からのご質問、返納期限の延長及び分割納付による返納等の返還金債権に関する相談は、基金担当にて対応しますので、債務者等との直接対応中であれば基金担当にご連絡いただき、電話等による対応中であれば、折り返し基金から連絡することをお伝えいただいたうえで、債務者等の氏名、連絡先及び対応可能時間帯を基金担当にご連絡いただく又は基金担当者氏名及び連絡先をお伝えいただきますようお願いいたします。

担 当

独立行政法人農業者年金基金
業務部 給付課 債権管理班
高橋、永沢
電 話：03-3502-3949

別紙参考1：令和2年度以降発生債権に係る「農業者年金の（失権・支給停止・裁定取消）に伴う支給済の給付金の返納について（催告）」例

別紙参考2：令和元年度以前発生債権に係る「農業者年金の（失権・支給停止・裁定取消）に伴う支給済の給付金の返納について（催告）」例

別紙参考3：令和3年度 催告月毎の対象者

別紙参考 1: 令和 2 年度以降発生債権に係る「農業者年金の(失権・支給停止・裁定取消)に伴う支給済の給付金の返納について(催告)」例

第 33 卷 年 月 日

上 000-0000
00000000-0-0-0

[illegible]

独立行政法人
農業者年金基金理事長
(公印省略)

農業者年金の(失権・支給停止・裁定取消)に伴う支給済の給付金の返納について(催告)

農業者年金事業につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業者年金に係る年金給付費の返納について、下記の「区分」欄の「●」印の方式に令和元年1月1日付をもって報告いたしますので、費管内における現在の返納状況（報告中の債権のうち以前に返納済の状況）と併せてお知らせいたします。

つきましては、債権者又は届出者の方に対して「農業者年金基金から令和 年 月 日付で
催告通知があるので、対応いただきたい旨をお伝えいたしますよう、お願いいたします。

136

区分	居住者又は借出者 (契約者名)	年寄証書の記号番号 (団体証一コード)	知照年月日 (直近の報告日)	要受調額 (入金日)	住所(備考)
1	〇〇〇〇	000000-00000	4-00.00.00	¥00,000-	〇〇県〇〇市〇〇〇〇
●	〇〇〇〇	(※任意記入はなし)	4-00.00.00		
1	△△△△	000000-00000	3-00.00.00	¥00,000-	〇〇県〇〇市〇〇△△
	△△△△	(※任意記入はなし)	4-00.00.00	(4-00.00.00)	

(元換)

【例 1】求函数 $f(x) = \ln(x^2 - 2x + 2)$ 的导数.

日
月
年
和

各市町村農業委員會担当者
各農業協同組合担当者

獨立行政法人農業者年金基金業務部給付課

「令和3年度農業者年金の失権、支給停止及び裁定取消に伴う支給済の給付金の返納について（催告）」について

農業者年金事業につきましては、日頃より格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、年金給付に付随して発生する返還金債権について一定期間が経過してもなお納付のない者に対し、○日付で催告を行います。

受託機関におかれましては、通知のとおり、債務者又は届出者（以下「債務者等」）に対して、「農業者年金基金から令和〇年〇月〇日付けで催告通知があるのをご対応いただきたい」旨をお伝えいただきますが、その際の留意点等についてご連絡いたします。

(1) 〇月催告の対象者は、令和〇年〇月に返還金請求（納期延滞令和〇年〇月〇日）を行った債務者等で、令和〇年〇月末日現在未納の者となります。

(2) 債務者等にお伝えいただく際、面会、電話、郵便等の手段は問いませんが、振込詐欺への警戒等により開封されない例があるようですので、そのような請求でないことが伝わるように一対応いたしますようお願いいたします。
なお、関係する農業委員会、農業協同組合の間にてご協力の上で対応いただけると思います。

(3) その際、債権者等から、債務の発生経緯の説明を求められた場合や返納に關する相談等があれば、(5)と同様に基金担当にご連絡ください。

また、債権者等に關する情報があれば、電話連絡で構いませんので基金担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

例は労働者等からの二重買や二割減、雇出居住地からの転居、仕務者等の死亡、返還金増減先の変更等

(4) 債務者等には、催告書、振込用紙及び分割納付申出書を送付しており、このうち分割納付を希望する場合には、提出先はJ.A.とご案内しておりますので、提出があった際は基金担当者まで送付願います。

[illegible]

(6) 近還金債権の情報は「農業者年金記録管理システム」で通知した債権者等の年金証書番号で検索いただきます。なお、最近の近還情報については確認できます。なお、債権担当に直接ご連絡ください。

田業者 年 金 萬 金 業 務 部 給 付 限
價 權 管 理 部 〇〇
組 山 〇 〇
電話 03-3502-9949

別紙参考2：令和元年度以前発生債権に係る「農業者年金の（失権・支給停止・裁定取消）に伴う支給済の給付金の返納について（催告）」例

令和 年 月 日 号

0-0-0 00004007KOC
000-000 1

※「○○證券投資信託」、「○○機械協同組合代表理事」

独立行政法人
職業青年基金理事長
(公印省略)

令和元年年度以前に発生した農業者年金の失権等に伴う支給済の給付金の返納（再催告）について

農業者は分り易いと思います。日頃より格別なご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、課長の所について、別紙の対価率に対して令和〇年〇月〇日付けをもって、所償告いたしますので情報共有します。

つきましては、債務の発生基礎等のご開示、返納期限及び処分権利中の返納方法等のご相談がなければ、基金担当にて対応いたしますので、直接対応中であられれば基金担当にご連絡いただき、電話等による対応中であれば、折り返し基金から連絡することをお伝えいただき、債務者等の氏名、連絡先及び対応可能時間帯を基金担当にご連絡いただく又は基金担当者氏名及び連絡先をお伝えください。

泉、研

独立行政法人農業青年基金
業務部給付課 債權管理班 〇〇、〇〇
電話 03-3502-3949

[illegible]

令和3年度 催告月毎の対象者

年月	対象者		昨年度同月 催告数
	1回目の催告	2回目以降の催告(再催告)	
R03.05	R02.12ハッチ処理分 R03.01ハッチ処理分	—	28
R03.06	R03.02ハッチ処理分	R02.11ハッチ処理以前全て	337
R03.07	R03.03ハッチ処理分	—	11
R03.08	R03.04ハッチ処理分	—	7
R03.09	R03.05ハッチ処理分	R01.09～R03.02ハッチ処理分	82
R03.10	R03.06ハッチ処理分	—	7
R03.11	R03.07ハッチ処理分	—	12
R03.12	R03.08ハッチ処理分	R03.05ハッチ処理以前全て	403
R04.01	R03.09ハッチ処理分	—	11
R04.02	R03.10ハッチ処理分	—	5
R04.03	R03.11ハッチ処理分	R02.03～R03.08ハッチ処理分	71

(計 974)

- 当初請求の履行期限から2ヶ月を経過しても履行されない債務者に催告を行う。
- 催告を行ってもなお履行されない債務者に対し、返還金債権の発生から2年間は3ヶ月毎、2年を経過した後は6ヶ月毎に再催告を行う。

(参考)

